



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *28 和歌山県税条例等の一部を改正する条例 (税務課)..... 1
- *29 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例 (")..... 11

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 事業税

ア ガス供給業のうち、特定ガス供給業に係る法人の事業税については、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額によって課することとし、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税については、当該法人の資本金等の区分に応じ、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額又は所得割額の合算額によって課することとしました。(第37条関係)

イ ガス供給業のうち、特定ガス供給業に対する法人の事業税の税率を定めるほか、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割の税率を見直すこととしました。(第39条関係)

(2) 不動産取得税

ア 新築住宅特例、耐震基準適合既存住宅特例又は住宅用地特例について、特例措置の適用に係る申告がなくとも、特例措置の適用要件が満たされているものと認められる場合は、これらの特例措置を適用することができることとしました。(第42条の15及び第42条の24関係)

イ 宅地建物取引業者等が売り渡す新築家屋を取得したものとみなす日の特例措置及び新築住宅特例適用住宅が新築される土地の取得に係る減額措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとしました。(附則第10項の2の2及び附則第10項の2の3関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

主な改正内容は、次のとおりです。

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第1条関係)

租税特別措置法等の一部改正に伴う規定の整備を行いました。(第2条関係)

(2) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第2条関係)

県税の特別措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長するほか、租税特別措置法等の一部改正に伴う規定の整備等を行うこととしました。(第2条、第3条、附則第2項及び附則第3項関係)

(3) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第3条関係)
租税特別措置法等の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第28号

和歌山県税条例等の一部を改正する条例

(和歌山県税条例の一部改正)

第1条 和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業のうちガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業(以下この節において「導管ガス供給業」という。)、保険業並びに貿易保険業</u> 収入割額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10</u></p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業</u> 収入割額</p> <p>(3) 略</p>

項に規定するガス製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第39条第4項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2～4 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の3 略

2～4 略

5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第1項第1号	略	略
第39条第1項第3号	略	略
略	略	略
第39条第5項	略	略
第39条第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人(第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
第41条第1項	略	略
	同項第2号に掲げる事業を行う法人	同項第2号に掲げる事業を行う法人(同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
	略	略

(法人の事業税の税率等)
第39条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア・イ 略
ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

2～4 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の3 略

2～4 略

5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第1項第1号及び第4項第1号	略	略
第39条第1項第3号及び第4項第3号	略	略
略	略	略
第39条第4項	略	略
第41条第1項	略	略
	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人(同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
	略	略

(法人の事業税の税率等)
第39条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア・イ 略
ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下	100分の0.7

の金額	
各事業年度の所得のうち80 0万円を超える金額	100分の1

- (2)・(3) 略
- 2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。
- 3 略
- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額
- 5 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(第37条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- (1) 略
- (2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)

第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等(第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第3号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(4) 略

2 略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第42条の15 略

2~4 略

5 知事は、前項の申告期間について、必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に、その期間を指定することができる。

6 第4項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

7 略

8 知事は、第4項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、第4項の規定にかかわらず、第1項の規定を適用する。

- (2)・(3) 略
- 2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。
- 3 略
- 4 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 略
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)

第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等(第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(4) 略

2 略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第42条の15 略

2~4 略

5 知事は、前項の申告期間について、必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に、その期間を指定することができる。

6 第4項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

7 略

- 9 法第73条の14第12項に規定する道府県の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法第73条の14第13項に規定する道府県の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法第73条の14第14項に規定する道府県の条例で定める割合は2分の1とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)
第42条の24 略
2～5 略

- 6 知事は、前項の申告期間について、必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に、その期間を指定することができる。
- 7 第5項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。
(1)～(5) 略
- 8 知事は、第5項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認めるときは、第5項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用する。

附 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。
- 10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第42条の25第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

- 8 法第73条の14第11項に規定する道府県の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法第73条の14第12項に規定する道府県の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法第73条の14第13項に規定する道府県の条例で定める割合は2分の1とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)
第42条の24 略
2～5 略

- 6 知事は、前項の申告期間について、必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に、その期間を指定することができる。
- 7 第4項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。
(1)～(5) 略

附 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。
- 10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第42条の25第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

備考 改正前欄中の第39条第2項の規定は、和歌山県税条例の一部を改正する条例(令和3年和歌山県条例第33号)による改正後の規定である。

(和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例の一部改正)

第2条 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和2年和歌山県条例第44号)附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業税の納税義務者等) 第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人	(事業税の納税義務者等) 第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人

の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

- (1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

- (2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）
、ガス供給業のうちガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業（以下この節において「導管ガス供給業」という。）、保険業並びに貿易保険業
収入割額

- (3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）、同項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ 略

- (4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第39条第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2～4 略

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第37条の3 略

2～4 略

- 5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する社団又は財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

- (2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）
、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業
収入割額

- (3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ 略

2～4 略

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第37条の3 略

2～4 略

- 5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第1項第1号	略	略
第39条第1項第3号	略	略
略	略	略
第39条第5項	略	略
第39条第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人(第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
第41条第1項	略	
	同項第2号に掲げる事業を行う法人	同項第2号に掲げる事業を行う法人(同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
	略	略

(法人の事業税の税率等)
 第39条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア・イ 略
 ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

- (2)・(3) 略
 2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

- 3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1)・(2) 略
 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

第39条第1項第1号及び第4項第1号	略	略
第39条第1項第3号及び第4項第3号	略	略
略	略	略
第39条第4項	略	略
第41条第1項	略	
	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人(同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
	略	略

(法人の事業税の税率等)
 第39条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア・イ 略
 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

- (2)・(3) 略
 2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

- 3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1)・(2) 略

- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額
- 5. 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(第37条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 略
- (2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)
 第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等(第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第3号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)~(4) 略
- 2 略

- 4. 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 略
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付の期間)
 第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等(第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)~(4) 略
- 2 略

(和歌山県税条例の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例の一部改正)

第3条 和歌山県税条例の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																		
(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用) 第37条の3 略 2~4 略 5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用) 第37条の3 略 2~4 略 5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																		
<table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第1号</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第39条第1項第3号</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	第39条第1項第1号	略	略	第39条第1項第3号	略	略	略	略	略	<table border="1"> <tr> <td>第39条第1項第1号及び第4項第1号</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第39条第1項第3号及び第4項第3号</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>			第39条第1項第1号及び第4項第1号	略	略	第39条第1項第3号及び第4項第3号	略	略	略	略	略
第39条第1項第1号	略	略																			
第39条第1項第3号	略	略																			
略	略	略																			
第39条第1項第1号及び第4項第1号	略	略																			
第39条第1項第3号及び第4項第3号	略	略																			
略	略	略																			

第39条第5項	略	略	第39条第4項	略	略
第39条第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）			
第41条第1項	略	略	第41条第1項	略	略
	同項第2号に掲げる事業を行う法人	同項第2号に掲げる事業を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）		掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	略	略		略	略

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

- 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の和歌山県税条例（次項及び附則第8項において「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び附則第6項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第37条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（附則第6項において「ガス製造事業者等」という。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。以下この項及び附則第6項において「令和4年地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を令和4年地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項において「令和2年改正前法人税

税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。附則第6項において同じ。）の法人税の課税標準である連結所得（令和2年改正前法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。附則第6項において同じ。）に係る当該法人の個別所得金額（令和2年改正前法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。附則第6項において同じ。）の計算の例により算定していたものとみなす。

- 4 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例（次項及び附則第6項において「新令和2年改正前和歌山県税条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 新令和2年改正前和歌山県税条例第37条第1項第3号並びに第39条第2項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和2年改正前和歌山県税条例第37条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス製造事業者等に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を令和4年地方税法等改正法第5条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を令和4年地方税法等改正法第5条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。
- 7 別段の定めがあるものを除き、第3条の規定による改正後の和歌山県税条例の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例第37条の3第5項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取

得税については、なお従前の例による。

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第29号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年和歌山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から令和5年3月31日までの間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号の規定の適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。</p> <p>(1) 法第17条第1号又は第5号に掲げる事業500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円とする。)以上のもの</p> <p>(2) 略</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から令和5年3月31日までの間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項(同項の表の第2号に係る部分に限る。)又は第45条第2項(同項の表の第2号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。</p> <p>(1) 法第17条第1号又は第5号に掲げる事業500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円とする。)以上のもの</p> <p>(2) 略</p>

第2条の2 略

第2条の2 略

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成27年和歌山県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第3条 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。)に対しては、不動産取得税を課さない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (読替規定)</p> <p>2 略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第3条 平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。)に対しては、不動産取得税を課さない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 略</p>

3 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

3 平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

(和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(令和3年和歌山県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(過疎地域における県税の特別措置) 第1条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域の区域(令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定を受けていた市町村の区域であつて法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を法第43条の規定により読み替へて適用する場合を含む。)又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。以下同じ。)又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域(法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下同じ。)のうち法第8条第1項に規定する市町村計画(以下「市町村計画」という。)に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(同条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。以下同じ。)をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人については、この条例の定めるところにより、当該事業に対する事業税、当該事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該事業に係る機械及び装置に対して県が課する固定資産税(以下「県固定資産税」という。)は、課さないものとする。</p> <p>(事業税の特別措置) 第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12</p>	<p>(過疎地域における県税の特別措置) 第1条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域の区域(令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定を受けていた市町村の区域であつて法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を法第43条の規定により読み替へて適用する場合を含む。)又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。以下同じ。)又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域(法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下同じ。)のうち法第8条第1項に規定する市町村計画(以下「市町村計画」という。)に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(同条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。以下同じ。)をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人については、この条例の定めるところにより、当該事業に対する事業税、当該事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該事業に係る機械及び装置に対して県が課する固定資産税(以下「県固定資産税」という。)は、課さないものとする。</p> <p>(事業税の特別措置) 第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12</p>

条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等をした者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対しては、事業税を課さない。

(1)・(2) 略

2・3 略

第3条 略

条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等をした者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対しては、事業税を課さない。

(1)・(2) 略

2・3 略

第3条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正前の和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第2条に規定する中小連結法人については、新条例第2条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。